

# 6月は「環境月間」—はじめよう、「環境にやさしい生活」！—

◆問合先 市役所環境政策課 ☎0745-44-3306

## ◎「環境月間」について

6月5日は環境基本法で「環境の日」と定められており、6月は「環境月間」とされています。この環境月間をきっかけに「環境にやさしい生活」を目指しませんか？

また、本市では、地球温暖化防止の取り組みの一環として、5月から10月末まで、適正冷房の徹底と軽装の励行など「夏のエコスタイル」を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

## ◎私たちにできる“環境にやさしい生活”

- 使用していない照明や電気機器などの電源はこまめに切るなど、家庭での日常的な省エネルギーに取り組む。
- 買い物はエシカル消費（エコマーク、グリーンマークなど）対象商品を選ぶ。
- 出かける際はバスや電車、自転車などを利用する。
- 自動車を運転する際はエコドライブを意識する。
- 雨水を貯め、散水や雑用水、防火用水などに利用する。
- マイバックやマイボトルを持ち歩き、ごみの発生抑制に努める。
- まだ使える物を捨てずに再利用（リユース）する。



## ◎生活環境の保全にご協力ください

- 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、住民参加のもと、春季と秋季に美化運動を実施しています。実施の方法や日程などの詳細については、自治会ごとに異なりますので、お住まいの地域の自治会にお問い合わせください。美しく住みよいまちづくりのため、ご理解とご協力をお願いします。
- 浄化槽の維持管理は保守点検、法定検査、清掃に分かれますが、浄化槽法により、定期的にそれぞれの資格を有する専門業者や指定検査機関によって実施することが義務付けられています。川の水質を守り、良好な生活環境を保全するために下表のとおり、適切に実施してください。

「清掃」 (年1回以上)	香芝清掃(0745-76-6108) 大和清掃(0745-52-3372)	・各地域の担当業者は環境政策課で確認できます。 ・浄化槽の種類によっては年2回以上の清掃が必要になります。
「保守点検」 (年3回以上)	奈良県景観・環境総合センター (0744-47-3790)	・県に登録された業者を確認し、委託してください。 ・その他、浄化槽に関する相談なども可能です。
「定期検査」 (年1回以上)	(一社)奈良県環境保全協会 (0745-22-5161)	・奈良県知事の指定検査機関です。

## ひと・まち・かしば



4/7  
(火)

香芝市役所

令和8年春の交通安全県民  
運動キャンペーンリレー

王寺町から始まった「令和8年春の交通安全県民運動キャンペーンリレー」。

令和8年4月7日、本市はペナントリボンに交通安全標語「合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼」を書き込み、交通安全旗とともに葛城市へ引き継ぎました。



4/4  
(土)

香芝市子ども図書館

香芝市子ども図書館  
開館記念式典

令和8年4月4日、香芝市子ども図書館開館記念式典を執り行い、三橋市長、小西教育長、筒井市議会議員、木下副議長、地元自治会長らをはじめ関係者が開館をお祝いしました。

式典の後には、開館記念おはなし会も行われました。